

新規就農者への支援制度の概要

1 事業拡充・改正の内容

【市単独事業】

- 担い手確保に向けた地域受け入れサポート事業（R3 拡充）
 - ・新規就農者サポートモデル事業について、H30 年度から 3 年間の事業実施により、当事業の有効性が認められたことを踏まえ、令和 3 年度から、これまでの事業内容を一部改正し、新たに名称を「担い手確保に向けた地域受け入れサポート事業」として実施。

2 事業の内容

(1) おためし農業体験

- 新規就農希望者等を対象に、短期研修（2泊3日で開催）メニューによる農業体験を実施
 - ◇想定している行程

| | | |
|------|----------|----------|
| 1 日目 | 午前：上越市到着 | 午後：研修 |
| 2 日目 | 午前：研修 | 午後：研修 |
| 3 日目 | 午前：研修 | 午後：上越市出発 |

◇おためし農業体験参加者への支援

(参加者支援対象)

市外在住でおためし農業体験に参加する 50 歳未満の人を支援（中山間地域での農業体験に参加する場合は、満 61 歳未満の人）

| 補助事業名 | 補助率 |
|--|------------------------------|
| 農業体験参加者宿泊費補助 | 宿泊費の 1/2 以内（上限額 1 泊 4,000 円） |
| 農業体験参加者交通費補助（新幹線利用料、有料道路使用料及びレンタカー使用料補助） | 補助対象経費の 1/2 以内（上限額 10,000 円） |

※研修生の保険料については市が負担

◇おためし農業体験の受入れ農家への支援

- ・内 容：おためし農業体験の受入れ農家への謝金（研修生の昼食含む）
- ・支援額：実体験期間 1 日当たり 1 万円

【例 2泊3日のおためし農業体験の場合】

| | | |
|------|----|------------|
| 1 日目 | 午前 | 移動（自宅→上越市） |
| | 午後 | 農業体験 |
| 2 日目 | 午前 | 農業体験 |
| | 午後 | 農業体験 |
| 3 日目 | 午前 | 農業体験 |
| | 午後 | 移動（上越市→自宅） |

農業の実体験期間としては 2 日間
→10,000 円/1 日×2 日間=20,000

(2) その他支援メニュー

| 補助事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| <p>【市単独事業】 大型特殊免許等取得費補助</p> | <p>〈支援対象〉市内に住所を有し、平成28年4月1日以降に市内で就農等(研修含む)をしている50歳未満の人(中山間地域では61歳未満の人) 〈補助率〉大型特殊・牽引の免許取得費の1/2(上限額5万円)</p> |
| <p>【市単独事業】 農業用機械購入費補助</p> | <p>〈支援対象〉市内に住所を有し、平成28年4月1日以降に市内で独立・自営就農した50歳未満の人(中山間地域では、61歳未満の人) 〈補助率〉農業用機械購入費の1/2(上限50万円) 中山間地域の農地を耕作している人に限り上限100万円 ※20万円以上の農業用機械(中古も可)が対象</p> |
| <p>【市単独事業】 住居費補助</p> | <p>〈支援対象〉平成28年4月1日以降に市外から転入し、市内で就農等(研修含む)をしている50歳未満の人(中山間地域では61歳未満の人) 〈補助率〉家賃月額$\frac{1}{2} \times 12$か月(上限額月額2万円) 独立・自営就農者に限り24か月</p> |
| <p>【市単独事業】 新規就農者農地耕作条件改善モデル事業</p> | <p>〈支援対象〉中山間地域で新たに耕作する農地等の整備を実施する認定新規就農者等 〈補助額〉新規就農者に係る自己負担が事業費の2.5%となるよう、国県補助に上乗せ支援(上限200万円)</p> |
| <p>【市単独事業】 担い手確保に向けた地域受け入れサポート事業(R3拡充)</p> | <p>〈支援対象〉新規就農者に対する地域を挙げたサポート体制づくりを行う団体 (町内会、農家組合、地域の農業振興を図る団体等) 〈補助額〉新規就農者に貸し付けるために確保した耕作地面積1a当たり1.5千円(上限30万円) 〈補助期間〉最長3年</p> |
| <p>【市単独事業】 農業法人雇用支援事業</p> | <p>〈支援対象〉50歳以上66歳未満の新規就農者を雇用した中山間地域の農業法人、園芸に取り組む農業法人または新たに中山間地域を耕作する農業法人 中山間地域の農業法人に限り8か月以上の有期雇用従業員も対象 〈補助額〉年間最大120万円×最長2年間</p> |
| <p>【市単独事業】 空き家リフォーム補助</p> | <p>〈支援対象〉平成28年4月1日以降に市外から転入し、市内で就農等をしている50歳未満の人(中山間地域では61歳未満の人) 〈補助率〉リフォーム費用の1/3(上限額60万円) 〈加算額〉県外からの移住10万円、子育て世帯10万円、中山間地域への移住10万円、農家民宿等の開業50万円</p> |